

4 令和4年度 定期外予防接種実施計画

BCG（4市町村）

保健所	市町村	BCG			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
朝霞	ふじみ野市	個別	予防接種に係る接種費用の実費ただし、再接種費用と、市が年度ごとに定めるワクチンの接種単価とを比較していずれか低い額を上限とする	①骨髄移植等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消滅したため、再接種が必要であると医師が判断していること ②再接種を受ける日において、ふじみ野市に住民登録がある4歳に達するまでの方	
東松山	ときがわ町	個別	自己負担額0円	やむを得ない理由により法で定める期間内に接種できなかった者 保護者からの申出・希望があり、医師が接種必要と認めた場合	
幸手	白岡市	個別	公費負担額の上限金額11,308円	住民基本台帳に記録され、長期（概ね1年）の渡航等により、予防接種施行令で定める接種の期間内に実施できなかった者	
本庄	神川町	個別	自己負担額0円	住民登録のある方	

小児インフルエンザ（24市町村）

保健所	市町村	小児インフルエンザ			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
草加	吉川市	個別	原則1回目に助成 公費負担額1,000円	生後6か月から小学6年生 年1回	
鴻巣	鴻巣市	個別	助成額1,000円/回 市内及び市外（北本市、桶川市、伊奈町）契約医療機関での接種の場合、接種費用から1,000円を差し引いた額を自己負担	生後6か月～7歳未満まで 年度2回まで	
	桶川市	個別	1～9歳は1,000円を2回、中学3年生は3,000円を1回、公費助成する医療機関ごとに定める接種料金から公費助成成分を引いた額を保護者が医療機関に支払う	満1歳～満9歳となる日の前日までと中学3年生 指定実施医療機関で接種	
	北本市	個別	償還払い (1)助成額1,000円 (2)助成額上限4,000円	対象者： (1)北本市に住居登録がある1歳～7歳未満の者 (2)北本市に住居登録がある中学3年生 申請回数： (1)年度2回まで (2)年度1回	(2)の対象者に係る制度については、教育部局で対応
	伊奈町	個別	上限1,000円（1回につき）公費助成	1歳～7歳未満 年度内2回まで 町内の委託医療機関での接種に限る 代理受領払い	
東松山	東松山市	個別	比企管内契約医療機関での接種自己負担額1,000円	保護者からの希望があった場合 中学3年生相当	
	嵐山町	個別	自己負担300円 委託料5,680円	保護者からの申し出・希望があった場合 住民登録のある中学3年生の生徒	
	川島町	個別	接種費用1回分を全額助成 契約医療機関においては窓口払い不要 その他の医療機関は償還払い対応	住所登録のある生後6か月から中学3年生の児で、保護者と同居又は養育されている3人目以降の児	
	ときがわ町	個別	自己負担額0円	保護者からの申し出・希望があった、住民登録のある中学生	
	東秩父村	個別	1回あたり、3,000円を限度に助成 償還払い	6月以上18歳未満 保護者からの申し出・希望があった場合 2回まで	
坂戸	毛呂山町	個別	町と契約のある医療機関で2,650円の補助、2,550円の自己負担	町民のみ 生後6月～中学3年生まで 生後6月～13歳未満は2回、13歳以上は1回の補助	
	越生町	個別	1回目3,000円、2回目2,000円を上限に公費助成 償還払い ただし、生活保護受給者は全額助成	生後6か月から高校3年生に相当する年齢の方	

保健所	市町村	小児インフルエンザ			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
狭山	飯能市	個別	自己負担0円	住民票がある生後6か月から中学3年生が対象 保護者から申出があり、市が指定する期間・医療機関で接種した場合13歳未満は2回、13歳以上は1回を全額公費負担	
	日高市	個別	全額公費負担(1回のみ)	日高市に住所を有する中学3年生	
加須	加須市	個別	2,000円公費助成 (ただし、生活保護世帯は全額公費負担)	中学3年生の方	
	羽生市	個別	自己負担額1,000円 1,000円を超えた額については公費負担 ただし、生活保護・市民税非課税世帯の方は全額公費負担	保護者からの申し出・希望があった場合 住民登録のある生後6カ月以上16歳未満(中学3年生)以下の方 市内の委託医療機関で接種	
熊谷	寄居町	個別	自己負担額1,000円 (生保受給世帯は無料) 公費助成額3,681円 (生保受給世帯は4,681円) 自己負担額のみ契約医療機関へ窓口払い	対象者: 中学3年生に相当する年齢 (平成19年4月2日～平成20年4月1日生) 実施期間: 令和4年10月下旬～令和5年1月予定	
本庄	美里町	個別	自己負担額0円	保護者から申し出があった場合 住民登録のある中学3年生の生徒	
	神川町	個別	上限2,000円を公費助成 償還払い	住民登録のある中学3年生の生徒	
秩父	秩父市	個別	自己負担1,200円 準要保護、生活保護世帯の方は無料	秩父市に住民登録のある今年度中学3年生で予防接種を希望する生徒	
	横瀬町	個別	自己負担額1,200円 1,200円を超えた額については公費負担 ただし、生活保護世帯及び準要保護世帯の生徒は、全額公費負担	町内に住所を有する中学3年生に 在籍する生徒 保護者からの申し出・希望があった場合 指定された期間内に1回の接種を 限度とする	
	皆野町	個別	自己負担額1,200円 公費助成3,070円 ただし、生活保護世帯は全額公費負担	住民登録がある中学3年生の生徒	
	長瀬町	個別	自己負担額1,200円 公費負担額3,070円	対象: 長瀬町に住所を有する中学3年生 方式: 学校を通じて予診票を配布し、委託医療機関にて接種	
	小鹿野町	個別	実費徴収なし	接種対象者1人につき1回を限度とし、町内に住所を有し中学3年生に在籍する生徒	

肺炎球菌ワクチン(高齢者) (19市町村)

保健所	市町村	肺炎球菌ワクチン(高齢者)			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
鴻巣	鴻巣市	個別	自己負担額4,100円 市内医療機関は委託単価8,427円のうち4,327円を市に請求 市外の契約医療機関(北本市、桶川市、伊奈町)での接種の場合、接種費用の半額(4,327円を上限)を助成	対象は市民の方で(1)65歳以上の方、または、(2)60歳から64歳で心臓・腎臓・呼吸器または免疫機能に障がいがあり、身体障害手帳1級相当に該当する方 助成回数は5年以上の間隔を置いて2回まで(これまでの接種回数を含む)	
	上尾市	個別	自己負担額5,000円	75歳以上で、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種したことがない人 市内委託医療機関で接種	
	桶川市	個別	3,000円を公費助成 医療機関ごとに定める接種料金から3,000円差し引いた額を接種者が医療機関に支払う	2回目の高齢者肺炎球菌予防接種を希望する65歳以上 前回接種から5年以上あいている場合 指定実施医療機関で接種	
	北本市	個別	償還払い 助成額2,500円	対象者:北本市に住民登録がある75歳以上の者のうち、定期接種対象外の者 条件:23価ワクチンに限る (2回目以降の接種の場合、前回の接種から5年以上経過していること)	
	伊奈町	個別	上限3,000円(1回につき)公費助成	70歳以上 北足立郡市医師会内の委託医療機関での接種に限る 定期接種を含めて2回まで 2回目の接種は、前回接種からおおむね5年以上の間隔をあけて行う 代理受領払い	
東松山	滑川町	個別	接種費用から自己負担金を引いた金額を助成	定期予防接種以外の66歳以上で、過去に高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがない方	
	嵐山町	個別	自己負担5,000円 委託料4,820円 (生活保護受給者は自己負担なし)	65歳以上(ただし生涯一度に限る) 60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する者	
	川島町	個別	公費助成3,000円 生活保護受給者は全額公費負担	住所登録のある65歳以上で定期対象年齢以外の方 高齢者肺炎球菌予防接種の助成を受けたことがない方	
	東秩父村	個別	3,000円を限度に助成 償還払い	65歳以上 定期対象年齢以外の方 本人から申し出・希望があった場合1回限り	

保健所	市町村	肺炎球菌ワクチン(高齢者)			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
坂戸	鶴ヶ島市	個別	公費助成額:一般3,000円、生活保護受給者8,000円 鶴ヶ島市及び坂戸市内の実施医療機関で接種した場合は、医療機関が接種費のうち公費助成額を差し引いた差額を接種者から徴収し、医療機関が接種者本人に代わり市へ請求 鶴ヶ島市及び坂戸市以外の医療機関の場合は償還払いで対応	接種日現在65歳以上で、鶴ヶ島市肺炎球菌ワクチン助成金の交付を受けたことがない市民	
	毛呂山町	個別	町と契約のある医療機関で5,000円の補助、3,000円の自己負担	町民のみ 66歳以上の定期接種に該当しない方で、これまでにニューモバックスを接種していない方	
	越生町	個別	接種費用のうち、自己負担額3,000円を差し引いた額を助成 ただし、生活保護受給者は全額助成	①接種日において満65歳以上の(定期接種対象外)方 ②過去に町から肺炎球菌予防接種費用の助成を受けたことがない方 ③肺炎球菌ワクチンの予防接種を行うことを不適切と判断した方を除く	
加須	加須市	個別	自己負担3,000円 (ただし、生活保護・中国残留邦人等の支援を受けている方は全額公費負担)	今までに当該予防接種を受けたことがない65歳以上の方で定期接種対象者を除く	
幸手	久喜市	個別	①市内委託医療機関で接種:自己負担額5,000円、公費助成額3,214円 生活保護受給者・中国残留邦人の方は全額助成 ②委託医療機関以外の接種:償還払い 接種費用のうち自己負担額5,000円を差引き、差額上限3,214円までを公費助成 生活保護受給者・中国残留邦人の方は公費助成上限8,214円	定期接種に該当しない次の①②③すべてを満たす方 ①久喜市に住所を有し、接種日に65歳以上の方 ②過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方、または過去に接種してから5年以上経過している方 ③過去に一度も久喜市の費用助成を受けたことがない方	
熊谷	深谷市	個別	接種時に自己負担金4,000円を支払う(公費負担4,210円) ただし、生活保護世帯、中国残留邦人等支給制度の給付を受けているかたの自己負担はなし(公費負担8,210円)	初回接種1回のみ助成 深谷市に住所のある、国の定期接種対象者以外の者で、特に接種を希望する接種時年齢が65歳以上の者	
本庄	美里町	個別	自己負担額2,000円 委託料6,404円 (生活保護受給者、中国残留邦人の方は自己負担なし) 契約医療機関での接種に限る	町に住居登録のある令和4年度定期接種対象以外の65歳以上の方で、過去に当該予防接種の助成を受けたことがない方を対象	
	神川町	個別	自己負担額2,000円	65歳以上(但し生涯一度に限る) 接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器または免疫機能に障害がある身体障害者手帳1級相当の方	
秩父	小鹿野町	個別	自己負担1,500円	時期や回数制限はないが、70歳以上で定期接種の対象外または、前回接種から5年以上経過している町内に住所を有する者	
川越市	川越市	個別	自己負担額5,000円 公費助成3,350円 ※生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付制度受給者は全額(8,350円)公費助成	75歳以上で、定期予防接種の対象とならない者 (但し生涯に一度に限る)	

水痘（4市町村）

保健所	市町村	水痘			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
朝霞	ふじみ野市	個別	予防接種に係る接種費用の実費ただし、再接種費用と、市が年度ごとに定めるワクチンの接種単価とを比較していずれか低い額を上限とする	①骨髄移植等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消滅したため、再接種が必要であると医師が判断していること ②再接種を受ける日において、ふじみ野市に住民登録がある20歳に達するまでの方	
東松山	ときがわ町	個別	自己負担額0円	やむを得ない理由により法で定める期間内に接種できなかった者 保護者からの申出・希望があり、医師が接種必要と認めた場合	
狭山	狭山市	個別	実費相当額を助成償還払い	・造血幹細胞移植等により免疫が消失した者に対して、定期予防接種の再接種に係る費用を助成 再接種には医学的判断が必要 ・住民登録のある20歳未満の方かつ快復後2年以内に再接種申請により助成	
本庄	神川町	個別	自己負担額0円	住民登録のある方	

流行性耳下腺炎（11市町村）

保健所	市町村	流行性耳下腺炎			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
草加	三郷市	個別	上限2,000円を公費助成 市内指定医療機関での接種は窓口で2,000円を助成し、助成した分を差し引いた金額が自己負担となる 指定医療機関以外で接種した場合は、領収書・接種済証若しくは母子健康手帳の写しを添えて郵送若しくは窓口にて申請（償還払い）	予防接種日において、三郷市に住民登録のあるかた 助成回数は1回 1歳以上、義務教育就学前まで	
鴻巣	鴻巣市	個別	自己負担額3,500円 市内医療機関は委託単価9,020円のうち5,520円を市に請求 市外での接種の場合、接種費用の半額（5,520円を上限）を助成	対象は1歳以上就学前までの接種を希望する市民の方 助成回数は1回	
	北本市	個別	償還払い 助成額3,000円	対象者：北本市に住民登録がある1歳～小学校就学前の3月31日までの者 条件：今までに流行性耳下腺炎に罹患したことがない者に限る 申請回数：1回まで	
東松山	嵐山町	個別	自己負担300円 委託料7,900円	保護者からの申し出・希望があった場合 1歳以上4歳未満	
	川島町	個別	1回分全額補助 契約医療機関においては窓口払い不要 その他の医療機関は償還払い対応	住民登録があり①または②に該当する方 ①満1歳から2歳未満（令和3年4月2日から令和4年4月1日生まれ） ②小学校就学前1年（平成28年4月2日から平成29年4月1日生まれ）	
	ときがわ町	個別	自己負担額0円	1歳以上4歳未満で委託医療機関での接種を希望する場合、1回全額補助	
	東秩父村	個別	自己負担額0円	1歳から7歳未満 保護者から申し出・希望があった場合 1回限り	
坂戸	毛呂山町	個別	町と契約のある医療機関で3,700円の補助、3,600円の自己負担	町民のみ 生後12月～24月に至るまでの間に1回、5歳以上7歳未満の年長児に1回の2回補助	
	越生町	個別	自己負担3,600円	1回目：生後12月以上24月未満の幼児 2回目：年長児	
熊谷	寄居町	個別	3,500円を公費助成 （自己負担額は予防接種費用から公費助成額を差し引いた額を契約医療機関へ窓口払い）	①生後12月以上24月に至るまで ②5歳以上7歳未満で小学校入学前の1年間	
川口市	川口市	個別	助成額3,000円 （実施医療機関の定める料金から助成額を差し引いた額を実施医療機関へ支払い）	川口市に住民登録があり、本助成を今までに受けたことのない、1歳から小学校就学前の3月末までの者	

麻しん風しん(MR)混合 34市町村

保健所	市町村	麻しん風しん(MR)混合			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
朝霞	ふじみ野市	個別	予防接種に係る接種費用の実費ただし、再接種費用と、市が年度ごとに定めるワクチンの接種単価とを比較していずれか低い額を上限とする	①骨髄移植等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消滅したため、再接種が必要であると医師が判断していること ②再接種を受ける日において、ふじみ野市に住民登録がある20歳に達するまでの方	
春日部	春日部市	個別	公費助成額:接種費用のうち、上限3,000円 償還払い方式	接種日現在、春日部市民で、下記1. 2のうち 1. 妊娠を希望する16歳～50歳未満の女性 2. 1の同居者 風しん抗体検査の結果、抗体価が低い(HI法で32倍未満、EIA法で8.0未満)と判定された人	
草加	草加市	個別	上限3,000円を公費助成(償還払い)	妊娠を希望している満16～49歳の女性 妊婦の夫(事実婚を含む)で18歳以上の男性 妊婦の同居人で満18歳以上の者	
	八潮市	個別	上限3,000円公費助成 償還払い	①妊娠を予定または希望している女性で、16歳以上50歳未満の方 ②妊婦の配偶者または同居者 ※過去に風しんにかかったことがある方、予防接種(風しんワクチン(単独)、麻しん風しん混合ワクチン(MR))を受けたことのある方は対象外	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性には、緊急風しん抗体検査等事業を案内しています
	三郷市	個別	上限5,000円を公費助成 医療機関において接種し、申請書・領収書・抗体検査方法及び抗体価が記載されたものの写し・接種済証を添えて郵送若しくは窓口にて申請 また、妊婦の夫の場合には、母子健康手帳の写しを添える 市内・市外の医療機関に関わらず、償還払いとなる	予防接種を行う日に、三郷市に住民登録をしているかたで、かつ、抗体検査を受け(※1)、以下に該当するかた ①妊娠を予定または希望している16歳以上50歳未満の女性 ②①に該当する女性の夫(※2)又は同居者で、定期予防接種の対象者に該当しないかた ③妊婦の夫(※2)又は同居者で、定期予防接種の対象者に該当しないかた 但し、抗体検査等により十分な量の抗体があることが認められるなど、予防接種を行う必要がないと医師が認める場合は除く (※1)平成26年4月以降に、抗体検査で陰性であった記録のあるかたは改めて抗体検査を受検しなくても予防接種の助成の対象として差し支えない (※2)事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む	

保健所	市町村	麻しん風しん(MR)混合			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
東松山	東松山市	個別	3,000円公費助成 (生活保護は無料) 償還払い	風しん予防接種が必要とされた方で、接種日に東松山市に住民登録のある ①妊娠を希望する19歳～49歳以下の女性 ②妊婦の夫で、19歳以上の男性(事実婚含む) ③妊婦の同居者	
	滑川町	個別	上限額3,000円を公費助成償還払い 生活保護受給者の場合は全額負担	①19～49歳までの女性 ②妊娠している女性の夫が対象 助成は1回のみ 領収書または接種済証の提出が必要	
	嵐山町	個別	自己負担なし	やむを得ない事情により法で定める期間内に接種できなかった場合且つ保護者からの申し出・希望があった場合	定期接種実施要領の18(1)に記載がある2年間を超えても実施
	小川町	個別	上限額5,000円を公費助成償還払い 生活保護受給者は費用免除	接種日に住民登録があり、風しん抗体検査において「抗体価が低い(HI法で32倍未満またはEIA法で8.0未満)」と判定され、次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望している満19歳～満49歳までの女性 ②①の配偶者(事実婚を含む) ③風しん抗体価が低い妊婦の配偶者(事実婚を含む)	
	吉見町	個別	上限5,000円公費負担償還払い 生活保護受給者は全額助成(助成対象者1人につき1回)	助成対象者は町内に住所を有する者で、次のいずれにも該当する者 (1)平成30年4月1日以降に予防接種を受けた者 (2)予防接種日において町内に住所を有していた者 (3)風しん抗体検査の結果、抗体価が低いと判明した者で次のいずれかに該当する者 ア. 16歳から49歳までの妊娠を希望している女性 イ. アの配偶者(事実婚を含む) ウ. 風しんの抗体価が低いと判明した妊婦の配偶者及び同居の親	
	ときがわ町	個別	接種実費の2分の1 (ただし100円未満は切り捨て、5,000円を上限とする)	①妊娠を予定している19歳～49歳までの女性 ②風しんに罹ったことがなく、かつ、風しんの予防接種を受けていない妊婦の配偶者	
	東秩父村	個別	上限3,000円を限度に公費助成償還払い	19歳から49歳の女性のうち、妊娠を予定し、又希望している者 妊娠している女性の配偶者	

保健所	市町村	麻しん風しん(MR)混合			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
坂戸	坂戸市	個別	麻しん風しん混合ワクチン5,000円 風しん単抗原ワクチン3,000円 ※生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付制度適用の方は全額助成(上限10,000円)	次の1と2のいずれかに該当し、風しんウイルス抗体検査の結果、風しん抗体値が低いと判明した方 1: 妊娠を希望する18歳以上50歳未満の女性とその夫(事実婚を含む) 2: 令和4年4月1日の時点で既に16歳以上の女性(生年月日が平成18年4月1日までの女性) 3: 妊婦健診の結果、抗体価が低い(※)と判明した妊婦の夫(事実婚を含む)及び同居の家族 ※「抗体価が低い」の基準は市ホームページ内助成早見表を参照のこと	
	鶴ヶ島市	個別	償還払いで対応 5,000円(麻しん風しん混合) 10,000円上限(生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付制度適用者)	接種日に市に住民登録がある下記の者 ①妊娠を予定・希望する16歳以上50歳未満で風しんの抗体価が低い女性とその夫 ②妊婦とともに風しんの抗体価が低いと確認されている、妊婦の夫及び妊婦の同居者	
	毛呂山町	個別	町と契約のある医療機関で5,700円の補助、5,500円の自己負担	町民のみ ①妊娠を希望する16歳～50歳未満の女性 ②①の配偶者(事実婚を含む)で風しん抗体価の低い方 ③妻が妊娠中の夫(事実婚を含む) ※ただし過去に風しんに罹ったことが明らかな方、風しんワクチン又は麻しん風しん混合ワクチンの接種回数が2回以上の方、風しんまたは麻しん風しん混合ワクチン予防接種の助成を受けたことが明らかな方は除く	
	越生町	個別	上限5,000円を公費助成 償還払い ただし、生活保護受給者は全額助成	風しん抗体検査の結果(接種日の3カ月以内に受けたもの)で抗体価が低いと判断された者 女性: 妊娠を予定・希望し、接種日当日において、16歳以上50歳未満 男性: 妊娠を予定・希望している女性または、抗体価が低いと判定された妊婦の配偶者(婚姻の届出をしていなくても同居していれば可)	
	鳩山町	個別	自己負担: 接種費用のうち町が負担する3,000円差し引いた額(後日、償還払い)	対象者: 町内に在住する19歳から49歳の女性のうち、妊娠を予定及び希望している方、または、妊娠している女性の配偶者	
	狭山	所沢市	個別	上限3,000円 償還払い	市内に住所を有し、風しん抗体値が低いと判定された者で次のいずれかに該当するもの ①妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性 ②①の同居者 ③風しんの抗体値が低いと判定された妊婦の同居者

保健所	市町村	麻しん風しん(MR)混合			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
狭山	狭山市	個別	実費相当額を助成 償還払い	・造血幹細胞移植等により免疫が消失した者に対して、定期予防接種の再接種に係る費用を助成 再接種には医学的判断が必要 ・住民登録のある20歳未満の方、かつ快復後2年以内に再接種申請により助成	
	入間市	個別	上限3,000円(1回限り)	風しん抗体検査を受けた結果、風しん予防接種が必要とされた方で、かつ以下のいずれかに該当する方 ①妊娠を予定し、または希望している19歳以上49歳以下の女性 ②風しん抗体価の低い妊娠している女性の夫、胎児の父または同居者で19歳以上の人 対象者が予防接種をし、申請した場合のみ ※②について、風しん追加対策事業の対象者(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性)は除く	
幸手	久喜市	個別	償還払い 公費助成額3,000円	接種日時時点で久喜市に住所を有し、風しん抗体検査の結果、風しんに対する十分な抗体がなく、次の①②③のいずれかに該当し、接種を勧められた方 ①妊娠を予定又は希望している16歳以上50歳未満の女性 ②①の配偶者(事実婚を含む) ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者 ※今までに(平成25年4月1日以降)久喜市の助成を受けた方は対象外	
	蓮田市	個別	上限3,000円を公費助成 償還払い	接種日に蓮田市に住民票がある下記に該当する方 ①妊娠を希望する16～49歳の女性で風しん抗体価が低い ②妊娠を希望する16～49歳の女性の配偶者で風しん抗体価が低い ③妊婦の配偶者で夫婦ともに風しん抗体価が低い (風しん追加的対策対象者を除く医療機関指定なし)	
	白岡市	個別	①公費負担額の上限金額:12,518円 ②3,000円、1回限り、償還払い	①基本台帳に記録され、長期(概ね1年)の渡航により、予防接種施行令で定める接種の期間内に実施できなかった者 ②住民基本台帳に記録され、接種の3か月前以降に受けた風しん抗体検査で抗体価が低いと判断され、次に該当する者(妊婦健診の抗体検査で抗体価が低いと判断された場合は、産後6か月以内に接種を行ったかたも対象) (1)16歳以上49歳以下の女性で妊娠を希望しているもの (2)(1)の配偶者(事実婚を含む)、または風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者	

保健所	市町村	麻しん風しん(MR)混合			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
幸手	杉戸町	個別	【公費助成額】1人1回3,000円 (接種費用が3,000円未満の場合は接種費用額) 【助成方法】償還払い	【対象者】予防接種を受けた日において杉戸町に住民登録を有する者で、次の条件のいずれかに該当し、かつ、風しん抗体検査を受けた結果、抗体価が低いと判定された者 ①妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性 ②①の同居者 ③風しん抗体価が低い妊婦の同居者 【低抗体価の基準】HI法32倍未満またはEIA法8.0未満 【交付回数】対象者につき1回	
熊谷	熊谷市	個別	上限5,000円を公費助成償還払い 申請書類に基づき口座振込の方法により交付する	風しん抗体検査で低抗体価と判明している接種日において熊谷市内に住民登録がある者のうち、国内の医療機関で風しんの予防接種を受けた次に該当する者 ①接種日において妊娠を希望している16歳以上50歳未満の女性とその同居者 ②接種日において妊娠をしている女性の同居者	
本庄	本庄市	個別	風しん単独ワクチン接種の場合は3,000円 麻しん風しん混合ワクチン接種の場合は5,000円の助成	風しん抗体価検査で、低抗体価と判明し、かつ、接種日において住民登録があり、以下のいずれかに該当するもの ・接種日において妊娠を希望している16歳以上50歳未満の女性およびその同居者 ・接種日において妊娠している女性の同居者 ・その他の市長が認めるもの	
	美里町	個別	上限5,000円公費助成(MRか風しん単抗原どちらか1回のみ) 償還払い	風しん抗体検査の結果、抗体価が低いと判定された方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠を予定または希望している16～49歳の女性 ②妊娠を予定または希望している女性の配偶者 ③妊婦の配偶者	
	神川町	個別	自己負担額0円	住民登録のある方	
	上里町	個別	上限5,000円を公費助成償還払い 生活保護受給者の方は全額	予防接種日において、上里町内に住民登録をしている(1)～(3)のいずれかの方で、平成26年4月以降に受けた風しん抗体検査の結果、抗体価が低い(HI法検査で32倍未満、EIA(IgG)法検査で8.0未満)と判定された方 (1)妊娠を予定または希望している女性で16～49歳までの方 (2)上記(1)の方と同居している方 (3)妊婦と同居している方 *ただし、過去に上里町から予防接種の助成を受けている方、及び風しんの第5期定期接種対象者(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性で、風しんの追加的対策対象者として接種できる方)は除く	令和4年4月1日～令和5年3月31日に接種したもの

保健所	市町村	麻しん風しん(MR)混合			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
秩父	横瀬町	個別	上限5,000円を公費助成 償還払い 生活保護受給者・中国残留邦人の 方は、費用免除	①19歳から49歳までで、妊娠を予定または希望している女性 ②①に規定する女性の配偶者 ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者	
秩父	長瀬町	個別	公費助成額5,000円	次の①～④全てに該当する方(1人につき1回限り) ①風しんの抗体検査を受け、抗体価が低いと判断された方(HI法で32倍未満、EIA法で8.0未満) ②風しんの予防接種を受けた時点で長瀬町にお住まいの方 ③抗体検査から予防接種までの期間が1年以内 ④以下のア～ウのいずれかに該当する方 ア. 妊娠を希望している16歳以上50歳未満の女性 イ. アの配偶者 ウ. 「風しんの抗体価が低い妊婦」の配偶者	
	小鹿野町	個別	公費助成金5,000円	接種時において町内に住所を有し、かつ、風しんの抗体検査を受け、抗体価が低いと判明した下記のいずれかに該当する者 (1)妊娠を予定し、または希望している女性で16歳以上50歳未満の者 (2)妊娠している女性の同居人 (3)(1)に該当する者の同居人	
川越市	川越市	個別	自己負担額5,800円 公費助成5,000円 ※生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付制度受給者は全額(10,800円)公費助成	抗体検査の結果、風しんの抗体が低く、以下のいずれかに該当する者 ①妊娠を希望する女性またはそのパートナー ②妊婦のパートナー ③低抗体価の妊娠を希望する女性の同居者または低抗体価の妊婦の同居者 ④分娩後3か月以内の女性	抗体が低い・低抗体価とはHI法16倍以下またはEIA法8.0未満を指す
川口市	川口市	個別	助成額5,000円 (実施医療機関の定める料金から助成額を差し引いた額を実施医療機関へ支払い)	川口市に住民登録があり、風しん抗体価が低い(HI法で16倍以下又はEIA法で8.0未満)と診断された、妊娠を希望している16歳以上50歳未満の女性と抗体価が低い妊婦の配偶者、同居家族など(1人1回)	

風しん単抗原（33市町村）

保健所	市町村	風しん単抗原			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
朝霞	ふじみ野市	個別	予防接種に係る接種費用の実費ただし、再接種費用と、市が年度ごとに定めるワクチンの接種単価とを比較していずれか低い額を上限とする	①骨髄移植等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消滅したため、再接種が必要であると医師が判断していること ②再接種を受ける日において、ふじみ野市に住居登録がある20歳に達するまでの方	
春日部	春日部市	個別	公費助成額：接種費用のうち、上限3,000円 償還払い方式	接種日現在、春日部市民で、下記1. 2のうち、 1. 妊娠を希望する16歳～50歳未満の女性 2.1の同居者 風しん抗体検査の結果、抗体価が低い(HI法で32倍未満、EIA法で8.0未満)と判定された人	
草加	草加市	個別	上限3,000円を公費助成(償還払い)	妊娠を希望している満16～49歳の女性 妊婦の夫(事実婚を含む)で18歳以上の男性 妊婦の同居人で満18歳以上の者	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性には、緊急風しん抗体検査等事業を案内しています
	八潮市	個別	上限3,000円公費助成 償還払い	①妊娠を予定または希望している女性で、16歳以上50歳未満の方 ②妊婦の配偶者または同居者 ※過去に風しんにかかったことがある方、予防接種(風しんワクチン(単独)、麻しん風しん混合ワクチン(MR))を受けたことのある方は対象外	
	三郷市	個別	上限3,000円を公費助成 医療機関において接種し、申請書・領収書・抗体検査方法及び抗体価が記載されたものの写し・接種済証を添えて郵送若しくは窓口にて申請 また、妊婦の夫の場合には、母子健康手帳の写しを添える 市内・市外の医療機関に関わらず、償還払いとなる	予防接種を行う日に、三郷市に住居登録をしているかたで、かつ、抗体検査を受け(※1)、以下に該当するかた ①妊娠を予定または希望している16歳以上50歳未満の女性 ②①に該当する女性の夫※2又は同居者で、定期予防接種の対象者に該当しないかた ③妊婦の夫(※2)又は同居者で、定期予防接種の対象者に該当しないかた 但し、抗体検査等により十分な量の抗体があることが認められるなど、予防接種を行う必要がないと医師が認める場合は除く (※1)平成26年4月以降に、抗体検査で陰性であった記録のあるかたは改めて抗体検査を受検しなくても予防接種の助成の対象として差し支えない (※2)事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む	
東松山	東松山市	個別	3,000円公費助成(生活保護は無料) 償還払い	風しん予防接種が必要とされた方で、接種日に東松山市に住居登録のある ①妊娠を希望する19歳～49歳以下の女性 ②妊婦の夫で、19歳以上の男性(事実婚含む) ③妊婦の同居者	
	滑川町	個別	上限額3,000円を公費助成 償還払い 生活保護受給者の場合は全額負担	①19～49歳までの女性 ②妊娠している女性の夫が対象 助成は1回のみ 領収書または接種済証の提出が必要	

保健所	市町村	風しん単抗原			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
東松山	小川町	個別	上限3,000円を公費助成 償還払い 生活保護受給者は費用免除	接種日に住民登録があり、風しん抗体検査において「抗体価が低い(HI法で32倍未満またはEIA法で8.0未満)」と判定され、次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望している満19歳～満49歳までの女性 ②①の配偶者(事実婚を含む) ③風しん抗体価が低い妊婦の配偶者(事実婚を含む)	
	川島町	個別	公費助成3,000円	接種日に住民票登録があり、①または②に該当する方 ①妊娠を希望している19～49歳の女性 ②妊婦の夫で19歳以上の男性	
	吉見町	個別	上限3,000円公費助成 償還払い 生活保護受給者は全額助成(助成対象者1人につき1回)	助成対象者は町内に住所を有する者で、次のいずれにも該当する者 (1)平成30年4月1日以降に予防接種を受けた者 (2)予防接種日において町内に住所を有していた者 (3)風しん抗体検査の結果、抗体価が低いと判明した者で次のいずれかに該当する者 ア. 16歳から49歳までの妊娠を希望している女性 イ. アの配偶者(事実婚を含む) ウ. 風しんの抗体価が低いと判明した妊婦の配偶者及び同居の親族	
	ときがわ町	個別	接種実費の2分の1 (ただし100円未満は切り捨て、5,000円を上限とする)	①妊娠を予定している19歳～49歳までの女性 ②風しんに罹ったことがなく、かつ、風しんの予防接種を受けていない妊婦の配偶者	
	東秩父村	個別	上限3,000円を限度に公費助成 償還払い	19歳から49歳の女性のうち、妊娠を予定し、又希望している者 妊娠している女性の配偶者	
坂戸	坂戸市	個別	麻しん風しん混合ワクチン5,000円 風しん単抗原ワクチン3,000円 ※生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付制度適用の方は全額助成(上限10,000円)	次の1と2のいずれかに該当し、風しんウイルス抗体検査の結果、風しん抗体価が低いと判明した方 1: 妊娠を希望する18歳以上50歳未満の女性とその夫(事実婚を含む) 2: 令和4年4月1日の時点で既に16歳以上の女性(生年月日が平成18年4月1日までの女性) 3: 妊婦健診の結果、抗体価が低い(※)と判明した妊婦の夫(事実婚を含む)及び同居の家族 ※「抗体価が低い」の基準は市ホームページ内助成早見表を参照のこと	
	鶴ヶ島市	個別	償還払いで対応 3,000円(風しん単抗原) 10,000円上限(生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付制度適用者)	接種日に市に住民登録がある下記の者 ①妊娠を予定・希望する16歳以上50歳未満で風しんの抗体価が低い女性とその夫 ②妊婦とともに風しんの抗体価が低いと確認されている、妊婦の夫及び妊婦の同居者	

保健所	市町村	風しん単抗原			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
坂戸	毛呂山町	個別	町と契約のある医療機関で3,600円の補助、3,500円の自己負担	町民のみ ①妊娠を希望する16歳～50歳未満の女性 ②①の配偶者(事実婚を含む)で風しん抗体価の低い方 ③妻が妊娠中の夫(事実婚を含む) ※ただし過去に風しんに罹ったことが明らかな方、風しんワクチン又は麻しん風しん混合ワクチンの接種回数が2回以上の方、風しんまたは麻しん風しん混合ワクチン予防接種の助成を受けたことが明らかな方は除く	
	越生町	個別	上限3,000円を公費助成償還払い ただし、生活保護受給者は全額助成	風しん抗体検査の結果(接種日の3カ月以内に受けたもの)で抗体価が低いと判断された者 女性:妊娠を予定・希望し、接種日当日において、16歳以上50歳未満 男性:妊娠を予定・希望している女性または、抗体価が低いと判定された妊婦の配偶者(婚姻の届出をしていなくても同居していれば可)	
	鳩山町	個別	自己負担:接種費用のうち町が負担する3,000円差し引いた額(後日、償還払い)	対象者:町内に在住する19歳から49歳の女性のうち、妊娠を予定及び希望している方、または、妊娠している女性の配偶者	
狭山	所沢市	個別	上限3,000円償還払い	市内に住所を有し、風しん抗体価が低いと判定された者で次のいずれかに該当するもの ①妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性 ②①の同居者 ③風しんの抗体価が低いと判定された妊婦の同居者	
	狭山市	個別	実費相当額を助成償還払い	・造血幹細胞移植等により免疫が消失した者に対して、定期予防接種の再接種に係る費用を助成 再接種には医学的判断が必要 ・住民登録のある20歳未満の方、かつ快復後2年以内に再接種申請により助成	
	入間市	個別	上限3,000円(1回限り)	風しん抗体検査を受けた結果、風しん予防接種が必要とされた方で、かつ以下のいずれかに該当する方 ①妊娠を予定し、または希望している19歳以上49歳以下の女性 ②風しん抗体価の低い妊娠している女性の夫、胎児の父または同居者で19歳以上の人 対象者が予防接種をし、申請した場合のみ ※②について、風しん追加対策事業の対象者(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性)は除く	

保健所	市町村	風しん単抗原			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
幸手	久喜市	個別	償還払い 公費助成額3,000円	接種日時時点で久喜市に住所を有し、風しん抗体検査の結果、風しんに対する十分な抗体がなく、次の①②③のいずれかに該当し、接種を勧められた方 ①妊娠を予定又は希望している16歳以上50歳未満の女性 ②①の配偶者(事実婚を含む) ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者 ※今までに(平成25年4月1日以降)久喜市の助成を受けた方は対象外	
	蓮田市	個別	上限3,000円を公費助成 償還払い	接種日に蓮田市に住民票がある下記に該当する方 ①妊娠を希望する16～49歳の女性で風しん抗体価が低い ②妊娠を希望する16～49歳の女性の配偶者で風しん抗体価が低い ③妊婦の配偶者で夫婦ともに風しん抗体価が低い (風しん追加的対策対象者を除く医療機関指定なし)	
	白岡市	個別	3,000円 1回限り 償還払い	住民基本台帳に記録され、接種の3か月前以降に受けた風しん抗体検査で抗体価が低いと判断され、次に該当する者 (妊婦健診の抗体検査で抗体価が低いと判断された場合は、産後6か月以内に接種を行ったかたも対象) (1)16歳以上49歳以下の女性で妊娠を希望しているもの (2)(1)の配偶者(事実婚を含む)、または風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者	
	杉戸町	個別	【公費助成額】1人1回3,000円(接種費用が3,000円未満の場合は接種費用額) 【助成方法】償還払い	【対象者】予防接種を受けた日において杉戸町に住民登録を有する者で、次の条件のいずれかに該当し、かつ、風しん抗体検査を受けた結果、抗体価が低いと判定された者 ①妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性 ②①の同居者 ③風しん抗体価が低い妊婦の同居者 【低抗体価の基準】HI法32倍未満またはEIA法8.0未満 【交付回数】対象者につき1回	
熊谷	熊谷市	個別	上限3,000円を公費助成 償還払い 申請書類に基づき口座振込の方法により交付する	風しん抗体検査で低抗体価と判明している接種日において熊谷市内に住民登録がある者のうち、国内の医療機関で風しんの予防接種を受けた次に該当する者 ①接種日において妊娠を希望している16歳以上50歳未満の女性とその同居者 ②接種日において妊娠をしている女性の同居者	

保健所	市町村	風しん単抗原			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
本庄	本庄市	個別	風しん単独ワクチン接種の場合は3,000円 麻しん風しん混合ワクチン接種の場合は5,000円の助成	風しん抗体価検査で、抗体価と判明し、かつ、接種日において住民登録があり、以下のいずれかに該当するもの 接種日において妊娠を希望している16歳以上50歳未満の女性およびその同居者 接種日において妊娠している女性の同居者 その他の市長が認めるもの	
	美里町	個別	上限3,000円公費助成 (MRか風しん単抗原どちらか1回のみ) 償還払い	風しん抗体検査の結果、抗体価が低いと判定された方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠を予定または希望している16～49歳の女性 ②妊娠を予定または希望している女性の配偶者 ③妊婦の配偶者	
	上里町	個別	上限3,000円を公費助成 償還払い 生活保護受給者の方は全額	○予防接種日において、上里町内に住民登録をしている(1)～(3)のいずれかの方で、平成26年4月以降に受けた風しん抗体検査の結果、抗体価が低い(HI法検査で32倍未満、EIA(IgG)法検査で8.0未満)と判定された方 (1)妊娠を予定または希望している女性で16～49歳までの方 (2)上記(1)の方と同居している方 (3)妊婦と同居している方 *ただし、過去に上里町から予防接種の助成を受けている方、及び風しんの第5期定期接種対象者(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性で、風しんの追加的対策対象者として接種できる方)は除く	令和4年4月1日～令和5年3月31日に接種したもの
秩父	横瀬町	個別	上限3,000円を公費助成 償還払い 生活保護受給者・中国残留邦人の方は、費用免除	①19歳から49歳までで、妊娠を予定または希望している女性 ②①に規定する女性の配偶者 ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者	
	長瀬町	個別	公費助成額3,000円	次の①～④全てに該当する方(1人につき1回限り) ①風しんの抗体検査を受け、抗体価が低いと判断された方(HI法で32倍未満、EIA法で8.0未満) ②風しんの予防接種を受けた時点で長瀬町にお住まいの方 ③抗体検査から予防接種までの期間が1年以内 ④以下のア～ウのいずれかに該当する方 ア. 妊娠を希望している16歳以上50歳未満の女性 イ. アの配偶者 ウ. 「風しんの抗体価が低い妊婦」の配偶者	
	小鹿野町	個別	公費助成額3,000円	接種時において町内に住所を有し、かつ、風しんの抗体検査を受け、抗体価が低いと判明した下記のいずれかに該当する者 (1)妊娠を予定し、または希望している女性で16歳以上50歳未満の者 (2)妊娠している女性の同居人 (3)(1)に該当する者の同居人	

保健所	市町村	風しん単抗原			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
川越市	川越市	個別	自己負担額4,100円 公費助成3,030円 ※生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付制度受給者は全額(7,130円)公費助成	抗体検査の結果、風しんの抗体が低く、以下のいずれかに該当する者 ①妊娠を希望する女性またはそのパートナー ②妊婦のパートナー ③低抗体価の妊娠を希望する女性の同居者または低抗体価の妊婦の同居者 ④分娩後3か月以内の女性	抗体が低い・低抗体価とはHI法16倍以下またはEIA法8.0未満を指す
川口市	川口市	個別	助成額3,000円 (実施医療機関の定める料金から助成額を差し引いた額を実施医療機関へ支払い)	川口市に住民登録があり、風しん抗体価が低い(HI法で16倍以下又はEIA法で8.0未満)と診断された、妊娠を希望している16歳以上50歳未満の女性と抗体価が低い妊婦の配偶者、同居家族など(1人1回)	

麻疹単抗原（3市町村）

保健所	市町村	麻疹単抗原			
		接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
朝霞	ふじみ野市	個別	予防接種に係る接種費用の実費 ただし、再接種費用と、市が年度ごとに定めるワクチンの接種単価とを比較していずれか低い額を上限とする	①骨髄移植等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消滅したため、再接種が必要であると医師が判断していること ②再接種を受ける日において、ふじみ野市に住民登録がある20歳に達するまでの方	
狭山	狭山市	個別	実費相当額を助成 償還払い	・造血幹細胞移植等により免疫が消失した者に対して、定期予防接種の再接種に係る費用を助成 再接種には医学的判断が必要 ・住民登録のある20歳未満の方、かつ快復後2年以内に再接種申請により助成	
幸手	白岡市	個別	公費負担額の上限金額8,921円	住民基本台帳に記録され、長期（概ね1年）の渡航により、予防接種施行令で定める接種の期間内に実施できなかった者	

その他

保健所	市町村	その他				
		ワクチン名	接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
南部	蕨市	子宮頸がん	個別	公費助成額:実費相当額と接種年度委託単価とを比較していずれか低い額 助成方法:接種後、書類を添付して申請	平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性でいずれにも該当する方 (1)令和4年4月1日において、市の住民基本台帳に記録されている者 (2)16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していない者 (3)17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担した者	
朝霞	和光市	子宮頸がん	個別	市の定める上限額までは自己負担0円とする	令和4年4月1日現在、和光市民である平成9年4月2日～平成17年4月1日までに生まれた女子のうち、定期接種の対象年齢(小6～高1)を過ぎてから令和4年3月31日までに接種を自費で受けた者に対し、償還払いを実施する	
	新座市	子宮頸がん	個別	接種に要した費用を全額公費助成 ただし、接種に要した費用を証明できる書類を添付できない場合は、当該年度の医師会契約金額を上限として公費助成 償還払い	平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女子で令和4年3月31日以前に定期接種対象年齢を過ぎて任意で接種した者	
		造血幹細胞移植後の再接種	個別	当該年度の医師会契約金額を上限として公費助成 償還払い	接種済みの定期の予防接種の効果が期待できないと医師に判断されていること	
	富士見市	特別な理由による再接種	個別	委託料を上限に公費助成 償還払い	20歳未満の市民で、定期予防接種を受けた方が特別な理由(骨髄移植等)により、すでに接種した定期予防接種の効果が期待できないと判断された場合であって、すでに接種した予防接種と同じものを任意接種として、再接種した場合に助成	
	ふじみ野市	ヒブ	個別	予防接種に係る接種費用の実費 ただし、再接種費用と、市が年度ごとに定めるワクチンの接種単価とを比較していずれか低い額を上限とする	①骨髄移植等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消滅したため、再接種が必要であると医師が判断していること ②再接種を受ける日において、ふじみ野市に住民登録がある10歳に達するまでの方	
小児用肺炎球菌		個別	予防接種に係る接種費用の実費 ただし、再接種費用と、市が年度ごとに定めるワクチンの接種単価とを比較していずれか低い額を上限とする	①骨髄移植等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消滅したため、再接種が必要であると医師が判断していること ②再接種を受ける日において、ふじみ野市に住民登録がある6歳に達するまでの方		

保健所	市町村	その他				
		ワクチン名	接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
朝霞	ふじみ野市	四種混合	個別	予防接種に係る接種費用の実費 ただし、再接種費用と、市が年度ごとに定めるワクチンの接種単価とを比較していずれか低い額を上限とする	①骨髄移植等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消滅したため、再接種が必要であると医師が判断していること ②再接種を受ける日において、ふじみ野市に住民登録がある15歳に達するまでの方	
		B型肝炎	個別	予防接種に係る接種費用の実費 ただし、再接種費用と、市が年度ごとに定めるワクチンの接種単価とを比較していずれか低い額を上限とする	①骨髄移植等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消滅したため、再接種が必要であると医師が判断していること ②再接種を受ける日において、ふじみ野市に住民登録がある20歳に達するまでの方	
		不活化ポリオ	個別	予防接種に係る接種費用の実費 ただし、再接種費用と、市が年度ごとに定めるワクチンの接種単価とを比較していずれか低い額を上限とする	①骨髄移植等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消滅したため、再接種が必要であると医師が判断していること ②再接種を受ける日において、ふじみ野市に住民登録がある20歳に達するまでの方	
		日本脳炎	個別	予防接種に係る接種費用の実費 ただし、再接種費用と、市が年度ごとに定めるワクチンの接種単価とを比較していずれか低い額を上限とする	①骨髄移植等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消滅したため、再接種が必要であると医師が判断していること ②再接種を受ける日において、ふじみ野市に住民登録がある20歳に達するまでの方	
		二種混合	個別	予防接種に係る接種費用の実費 ただし、再接種費用と、市が年度ごとに定めるワクチンの接種単価とを比較していずれか低い額を上限とする	①骨髄移植等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消滅したため、再接種が必要であると医師が判断していること ②再接種を受ける日において、ふじみ野市に住民登録がある20歳に達するまでの方	
		子宮頸がん	個別	予防接種に係る接種費用の実費 ただし、再接種費用と、市が年度ごとに定めるワクチンの接種単価とを比較していずれか低い額を上限とする	①骨髄移植等により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消滅したため、再接種が必要であると医師が判断していること ②再接種を受ける日において、ふじみ野市に住民登録がある20歳に達するまでの方	
春日部	春日部市	日本脳炎	個別	費用全額(市の単価を上限とする)	ワクチンの供給量が不足したことにより、定期予防接種期間内に接種できなかった人(令和3年2月1日以降に定期接種の対象年齢を超え、任意接種を希望する人) 実施期間は令和4年9月30日まで	

保健所	市町村	その他				
		ワクチン名	接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
草加	三郷市	子宮頸がん	個別	接種費用として医療機関に支払った金額を公費助成申請書、申請者の本人確認書類の写し、領収書等、接種済証等を添える 市内・市外の医療機関に関わらず、償還払いとなる ※領収書のないものは三郷市規定金額とする	【対象者】 以下のすべてに該当するかた (1)平成9年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女子 (2)令和4年4月1日時点で三郷市に住民登録があるかた (3)高校1年生の3月31日(16歳となる日の属する年度の末日)までにHPVワクチンの定期接種を3回完了していないかた (4)高校2年生の4月1日(17歳となる日の属する年度の初日)から令和4年3月31日までにHPVワクチンを任意で接種し、実費を負担したかた (5)償還払いを受けようとする接種回数について、キャッチアップ接種をうけていないかた 【ワクチン種類】 ・2価HPVワクチン(サーバリックス®) ・4価HPVワクチン(ガーダシル®)	
	吉川市	A類疾病に係る予防接種	個別	予防接種費用または市が定める額のいずれか少ない額	造血幹細胞移植後に、A類疾病に係る予防接種を受けた18歳未満の者 予防接種を受けた日から1年以内に申請	
鴻巣	鴻巣市	不活化ポリオ(IPV)	個別	自己負担額5,000円 市内医療機関は委託単価11,902円のうち6,902円を市に請求 市外での接種の場合、接種費用の半額(6,902円を上限)を助成	対象は、小学校就学前年度で、定期予防接種完了後6か月を経過した市民の方 ただし、同年度の定期完了者は除く	
		带状疱疹	個別	助成額4,000円 市内契約医療機関での接種の場合、接種費用から4,000円を差し引いた額を自己負担 市外(北本市、桶川市、伊奈町)での接種の場合、償還払い	対象は、接種日時時点で50歳以上の市民の方	
	桶川市	带状疱疹	個別	4,000円を公費助成 医療機関ごとに定める接種料金から4,000円差し引いた額を接種者が市内指定医療機関に支払う	50歳以上の市民 ピケン1回、または、シングリックス2回までをどちらかを生涯に1度に限る	
	北本市	带状疱疹	個別	償還払い 助成額:4,000円/回	対象者:北本市に住民登録がある50歳以上の者 申請回数: 生ワクチン 1回まで シングリックス 2回まで	
	伊奈町	带状疱疹	個別	上限4,000円(1回につき)公費助成 生涯1度までの助成 生ワクチンは1回、不活化ワクチンは2回で1度とみなす	50歳以上 町内の委託医療機関での接種に限る 代理受領払い	

保健所	市町村	その他				
		ワクチン名	接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
東松山	東松山市	定期の期間内に受けられなかった小児の予防接種	個別	比企管内契約医療機関での接種は無料 その他の医療機関での接種は、委託料を上限に償還払い	保護者からの希望があった場合 定期予防接種の定める期間を過ぎた1年未満の期間	
	川島町	法定外予防接種	個別	契約医療機関では公費負担 その他の契約医療機関での接種は委託料を上限に償還払い対応	住民票登録があり、保護者からの申し出があった場合 定期予防接種の定める期間を過ぎた1年未満の期間	
	ときがわ町	定期期間内に受けられなかった予防接種	個別	自己負担額0円	やむを得ない理由により法で定める期間内に接種できなかった者 保護者からの申出・希望があり、医師が接種必要と認めた場合	
坂戸	坂戸市	乳幼児期の予防接種各種	個別	坂戸鶴ヶ島医師会との接種委託料契約額を上限に全額助成	市内在住者のうち、骨髄移植手術その他の特別な理由により既に受けた予防接種の予防効果が期待できないと医師が判断した者であって、任意に再度の予防接種を受けたものであること	
	鶴ヶ島市	子宮頸がん	個別	償還払いで対応 実費に相当する額(2価、4価)	令和4年4月1日時点で市に住民登録がある下記の者 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性のうち、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの接種(2価、4価ワクチン)を令和4年3月31日までに自費で受けた者	
		骨髄移植手術等の医療行為を受けた人への再接種	個別	償還払いで対応 予防接種に要した費用又は医師会と契約した委託料のいずれか少ない額を上限とする	再接種日に市に住民登録を有する20歳未満の下記の者 ※一部の予防接種は年齢の上限有り(備考参照) ①特別な理由により接種済みの定期予防接種の抗体が消失し、予防効果が期待できないと医師に判断されている者 ②接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定により終了している者	Hib:10歳未満 小児用肺炎球菌:6歳未満 BCG:4歳未満 4種混合:15歳未満
毛呂山町	B型肝炎	個別	町と契約のある医療機関で3,400円の補助、3,200円の自己負担	町民のみ 1歳までに2回目以降が終わらない場合、1歳に至るまでに1回接種をしていれば2回目以降を補助		

保健所	市町村	その他				
		ワクチン名	接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
狭山	所沢市	造血幹細胞移植後の予防接種再接種	個別	市と一般社団法人所沢市医師会が協定により定める額を上限とする	次の各号のいずれにも該当する者 ①任意再接種を受けた日において市内に住所を有する20歳未満の者、ただし四種混合にあつては15歳未満の者 BCGにあつては4歳未満の者 ヒブにあつては10歳未満の者 小児用肺炎球菌にあつては6歳未満の者 ②造血幹細胞移植により、移植前に行われた予防接種法に基づく定期予防接種によって得た免疫が低下、又は消失したために再度の実施が必要であると医師に判断された者	
		ヒブ	個別	実費相当額を助成償還払い	・造血幹細胞移植等により免疫が消失した者に対して、定期予防接種の再接種に係る費用を助成 再接種には医学的判断が必要 ・住民登録のある10歳未満の方、かつ快復後2年以内に再接種申請により助成	
		4種混合	個別	実費相当額を助成償還払い	・造血幹細胞移植等により免疫が消失した者に対して、定期予防接種の再接種に係る費用を助成 再接種には医学的判断が必要 ・住民登録のある15歳未満の方、かつ快復後2年以内に再接種申請により助成	
		小児用肺炎球菌	個別	実費相当額を助成償還払い	・造血幹細胞移植等により免疫が消失した者に対して、定期予防接種の再接種に係る費用を助成 再接種には医学的判断が必要 ・住民登録のある6歳未満の方、かつ快復後2年以内に再接種申請により助成	
	狭山市	B型肝炎	個別	実費相当額を助成償還払い	・造血幹細胞移植等により免疫が消失した者に対して、定期予防接種の再接種に係る費用を助成 再接種には医学的判断が必要 ・住民登録のある20歳未満の方、かつ快復後2年以内に再接種申請により助成	
		日本脳炎	個別	実費相当額を助成償還払い	・造血幹細胞移植等により免疫が消失した者に対して、定期予防接種の再接種に係る費用を助成 再接種には医学的判断が必要 ・住民登録のある20歳未満の方、かつ快復後2年以内に再接種申請により助成	

保健所	市町村	その他				
		ワクチン名	接種方式	金銭的負担の詳細	公費補助の条件	備考
狭山	狭山市	不活化ポリオ	個別	実費相当額を助成 償還払い	・造血幹細胞移植等により免疫が消失した者に対して、定期予防接種の再接種に係る費用を助成 再接種には医学的判断が必要 ・住民登録のある20歳未満の方、かつ快復後2年以内に再接種申請により助成	
		2種混合	個別	実費相当額を助成 償還払い	・造血幹細胞移植等により免疫が消失した者に対して、定期予防接種の再接種に係る費用を助成 再接種には医学的判断が必要 ・住民登録のある20歳未満の方、かつ快復後2年以内に再接種申請により助成	
		子宮頸がん	個別	実費相当額を助成 償還払い	・造血幹細胞移植等により免疫が消失した者に対して、定期予防接種の再接種に係る費用を助成 再接種には医学的判断が必要 ・住民登録のある20歳未満の方、かつ快復後2年以内に再接種申請により助成	
	入間市	造血幹細胞移植等を受けた人への再接種	個別	全額公費助成	定期予防接種を受けた方が造血幹細胞移植等(骨髄移植手術、臍帯血移植、末梢血幹細胞移植手)を受けたことにより、既に接種した定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された場合であって、既に接種した予防接種と同じものを任意予防接種として再接種した場合に助成	
加須	加須市	ロタウイルスを除くA類疾病	個別	予防接種に係る接種費用の実費	造血幹細胞移植により、過去に受けた定期接種で得た免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が判断した方のうち再接種を受ける日に加須市内に住所を有する20歳未満の方	
幸手	杉戸町	造血幹細胞移植後の再接種	個別	造血幹細胞移植(骨髄移植・末梢血幹細胞移植・臍帯血移植)により、定期予防接種で得た免疫が低下または消失した者に再接種費用の全額または一部を助成をする 【助成方法】償還払い	【対象者】20歳未満で、造血幹細胞移植(骨髄移植・末梢血幹細胞移植・臍帯血移植)により、定期予防接種で得た免疫が低下または消失し、医師が再接種が必要と認めた者 ※提出書類に医師の意見書必要	埼玉県の補助金交付要綱に基づく
本庄	上里町	造血幹細胞移植後の方に対する予防接種の再接種	個別	再接種をした日の属する年度における一般社団法人本庄市児玉郡医師会との委託契約に基づく予防接種委託料の単価額を上限とする	造血幹細胞移植(骨髄移植、末梢血幹細胞移植及びさい帯血移植)により、移植前に受けた定期の予防接種で得た免疫が低下又は消失した方が、再接種を受ける場合に費用の一部を助成	